

現行	修正案	修正理由
<p data-bbox="261 659 1234 726">静岡県石油コンビナート等防災計画</p> <p data-bbox="596 1564 896 1617">平成30年1月</p> <p data-bbox="382 1698 1113 1751">静岡県石油コンビナート等防災本部</p>	<p data-bbox="1516 659 2487 726">静岡県石油コンビナート等防災計画</p> <p data-bbox="1857 1564 2139 1617">令和4年 月</p> <p data-bbox="1638 1698 2368 1751">静岡県石油コンビナート等防災本部</p>	

目次 (略)

第1章 総 則

第1節 (略)

第2節 計画の性格

1 この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づく東海地震に関する地震防災強化計画及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第6条第1項の規定に基づく南海トラフ地震に関する地震防災対策推進計画を含むものであり、特別防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業者、国、県、市及びその他の防災関係機関等が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これらの関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画である。

2～4 (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 特別防災区域の概況

清水地区

1～2 (略)

3 特定事業所の概況 平成29年12月1日

地区名	区域面積 (万m <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量				
		石油 千kl	高圧ガス 千Nm <sup>3</sup>	その他の危険物 千kl	その他のガス 千Nm <sup>3</sup>	その他 千t
清水地区	約113.8	642.4	1,866.3	36.1	670.3	4.3

特定事業所数		
総数	第1種事業所 (内レイアウト規制対象)	第2種事業所
12	3 (0)	9

図（清水地区石油コンビナート等特別防災区域）（記載省略）

目次 (略)

第1章 総 則

第1節 (略)

第2節 計画の性格

1 この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づく東海地震に関する地震防災強化計画及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第1項の規定に基づく南海トラフ地震に関する地震防災対策推進計画を含むものであり、特別防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業者、国、県、市及びその他の防災関係機関等が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これらの関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画である。

2～4 (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 特別防災区域の概況

清水地区

1～2 (略)

3 特定事業所の概況 令和3年4月1日

地区名	区域面積 (万m <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量				
		石油 千kl	高圧ガス 千Nm <sup>3</sup>	その他の危険物 千kl	その他のガス 千Nm <sup>3</sup>	その他 千t
清水地区	約113.8	733.0	1,866.3	45.5	670.3	0.8

特定事業所数		
総数	第1種事業所 (内レイアウト規制対象)	第2種事業所
12	3 (0)	9

図（清水地区石油コンビナート等特別防災区域）（記載省略（本編参照））

誤記のため修正

時点修正

<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県 (略) (1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査</u> <u>(13) 防災に関する調査研究</u> <u>(14) 災害復旧対策</u> <u>(15) その他必要な応急対策</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市 (略) (1)～(13) (略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(14) 危険物施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査</u> <u>(15) 防災施設の整備</u> <u>(16) 防災に関する調査研究</u> <u>(17) その他必要な応急対策</u></p> <p>4 特定地方行政機関等 (略) (1) (略) (2) 静岡労働局 ア 事業所における労働災害防止の指導、監督 イ 災害発生時における労働災害調査 ウ 災害救助法が適用された場合、被災事業所に対する労災保険料の延納措置 <u>エ 被災事業所に対する救急薬品の配布</u> <u>オ 業務上被災労働者に対する労災保険の給付</u> (3)～(7) (略) (8) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 気象、高潮、波浪等の予報及び警報等の発表並びに気象情報の発表 イ 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)、津波警報、津波注意報、津波予報及び地震・津波情報の通報 ウ 気象庁が発表する噴火警報、噴火予報の通報 エ 気象庁が発表する<u>東海地震</u>に関連する情報の通報</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県 (略) (1)～(11) (略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(12) 防災に関する調査研究</u> <u>(13) 災害復旧対策</u> <u>(14) その他必要な応急対策</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市 (略) (1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査</u> <u>(15) 危険物施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査</u> <u>(16) 防災施設の整備</u> <u>(17) 防災に関する調査研究</u> <u>(18) その他必要な応急対策</u></p> <p>4 特定地方行政機関等 (略) (1) (略) (2) 静岡労働局 ア 事業所における労働災害防止の指導、監督 イ 災害発生時における労働災害調査 ウ 災害救助法が適用された場合、被災事業所に対する労災保険料の延納措置 <u>(削除)</u> <u>エ 業務上被災労働者に対する労災保険の給付</u> (3)～(7) (略) (8) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 気象、高潮、波浪等の予報及び警報等の発表並びに気象情報の発表 イ 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)、津波警報、津波注意報、津波予報及び地震・津波情報の通報 ウ 気象庁が発表する噴火警報、噴火予報の通報 エ 気象庁が発表する東海地震又は<u>南海トラフ地震</u>に関連する情報の通報</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>H30.4 市への 権限移譲のため 削除</p> <p>H30.4 市への 権限移譲のため 追加</p> <p>事業廃止による 削除</p> <p>南海トラフ地震 防災推進基本 計画の変更</p>
--	---	---

9 その他

(1)～(2) (略)

(3) 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部

災害発生時における、海水油濁の処理規程に基づく協力援助活動の実施

(4) 清水港石油災害防止会

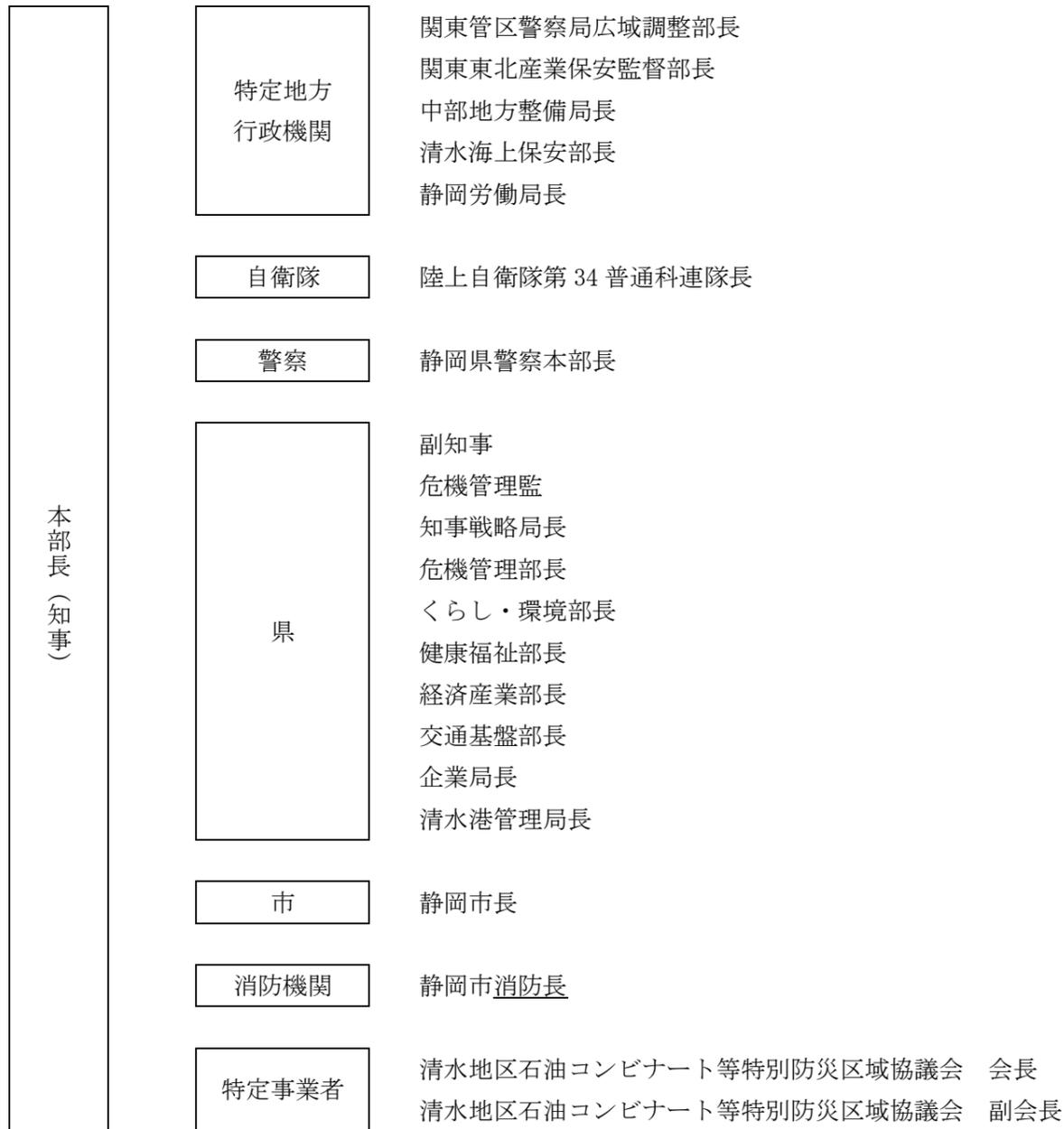
(略)

第2章 防災組織

第1節 防災本部

(略)

1～4 (略)



9 その他

(1)～(2) (略)

~~(3)~~

~~(3)~~ 清水港石油災害防止会

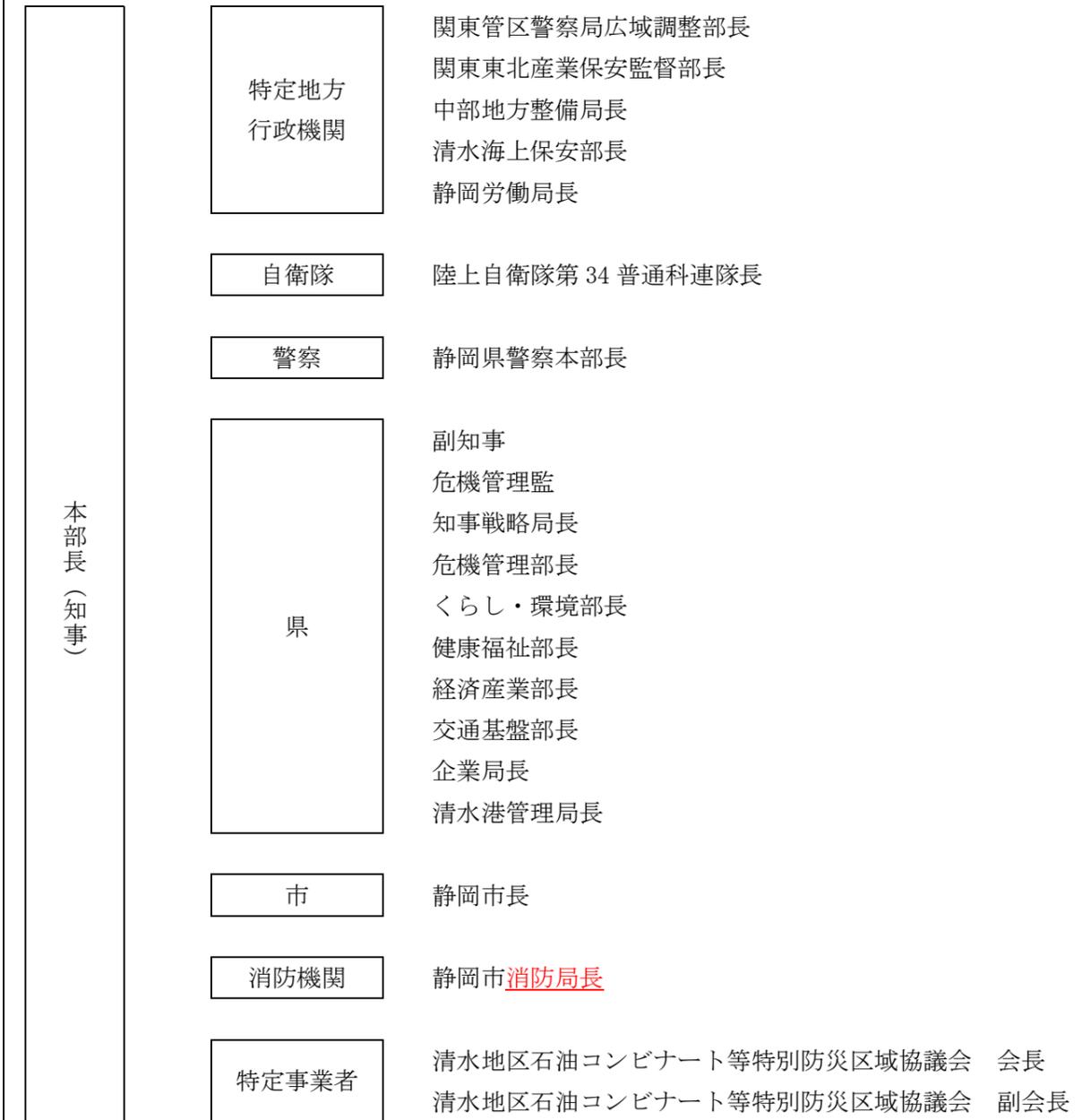
(略)

第2章 防災組織

第1節 防災本部

(略)

1～4 (略)



に伴う修正

団体の解散に伴い削除

役職名変更のため修正

その他

中部運輸局静岡運輸支局次長  
静岡地方気象台長  
東海旅客鉄道(株)静岡支社長  
日本赤十字社静岡県支部事務局長

図 2-1 防災本部員の構成

第2節 現地本部

(略)

1 設置基準

(略)

(1) 自然災害

ア 大震法第9条による「警戒宣言」が発令されたとき

(新設)

イ 市内で震度5強以上の地震を観測したとき

ウ 気象庁が静岡県予報区に津波警報を発表したとき

(2) (略)

2~5 (略)

第3節 防災関係機関の活動体制

1 防災組織の確立

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 自然災害の対応

配備区分	配備基準		配備の内容
	地震	その他の自然災害	
情報収集体制	1 市内の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発令したとき	(略)	(略)
	2 県内に津波注意報が発令されたとき		
	3 気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を発表したとき <u>(新設)</u>		
警戒体制	1 市内の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発令したとき	(略)	(略)
	2 気象庁が東海地震に関連する情報である		

その他

中部運輸局静岡運輸支局次長  
静岡地方気象台長  
東海旅客鉄道(株)静岡支社長  
日本赤十字社静岡県支部事務局長

図 2-1 防災本部員の構成

第2節 現地本部

(略)

1 設置基準

(略)

(1) 自然災害

ア 大震法第9条による「警戒宣言」が発令されたとき

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令されたとき

ウ 市内で震度5強以上の地震を観測したとき

エ 気象庁が静岡県予報区に津波警報を発表したとき

(2) (略)

2~5 (略)

第3節 防災関係機関の活動体制

1 防災組織の確立

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 自然災害の対応

配備区分	配備基準		配備の内容
	地震	その他の自然災害	
情報収集体制	1 市内の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発令したとき	(略)	(略)
	2 県内に津波注意報が発令されたとき		
	3 気象庁が東海地震に関連する情報である「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を発表したとき <u>4 気象庁が南海トラフ地震に関連する情報である「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表したとき</u>		
警戒体制	1 市内の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発令したとき	(略)	(略)
	2 気象庁が東海地震に関連する情報である		

南海トラフ地震防災推進基本計画の変更に伴う修正

同上

	「東海地震注意情報」を公表したとき (新設)		
	3 地震により災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき		
現地本部 設置体制	1 市内の震度観測点で震度5強以上の地震を観測し気象庁が公表したとき 2 県内に津波警報が発表されたとき 3 東海地震に関して「警戒宣言」が発令されたとき (新設)  4 県内に地震に関する甚大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	(略)	(略)

	「東海地震注意情報」を公表したとき 3 <u>気象庁が南海トラフ地震に関連する情報である「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を公表したとき</u> 4 地震により災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき		
	1 市内の震度観測点で震度5強以上の地震を観測し気象庁が公表したとき 2 県内に津波警報が発表されたとき 3 東海地震に関して「警戒宣言」が発令されたとき 4 <u>気象庁が南海トラフ地震に関連する情報である「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を公表したとき</u> 5 県内に地震に関する甚大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	(略)	(略)

2・3 (略)

第4節 特定事業所における防災体制

1～4 (略)

5 特別防災区域協議会等

- (1) (略)
- (2) 防災に係る協議会等の設置状況  
ア～イ (略)

- ウ 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部  
災害発生時における、海水油濁の処理協力規定に基づく協力援助活動の実施
- エ 清水港石油災害防止会  
(略)

第3章 通報及び情報の収集伝達計画

(略)

第1節・第2節 (略)

第3節  
(略)

- 1 連絡を行う情報等の種類  
(1)～(3) (略)

(新設)

2・3 (略)

第4節 特定事業所における防災体制

1～4 (略)

5 特別防災区域協議会等

- (1) (略)
- (2) 防災に係る協議会等の設置状況  
ア～イ (略)

- (削除)
- ウ 清水港石油災害防止会  
(略)

第3章 通報及び情報の収集伝達計画

(略)

第1節・第2節 (略)

第3節  
(略)

- 1 連絡を行う情報等の種類  
(1)～(3) (略)

(4) 南海トラフ地震に関連する情報

同上

同上

団体の解散に伴い削除

南海トラフ地

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

県は、警戒宣言、東海地震に関連する情報が県に伝達された場合、市へ正確かつ迅速にその情報を伝達する。

情報の伝達を受けた市は、その情報を特定事業所等へ伝達するものとする。

(1) (略)

ア 警戒宣言発令時の連絡系統

図 3-2 (略)

イ 東海地震に関連する情報発表時の連絡系統

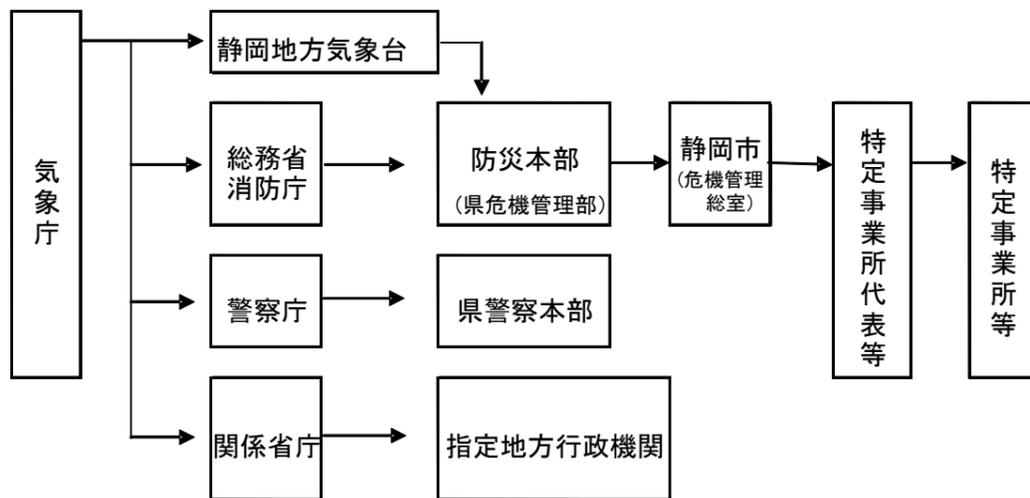


図 3-3 東海地震に関連する情報発表時の連絡系統

(2) (略)

様式 1~4 (略)

第 4 章 (略)

第 5 章 災害予防計画

(略)

第 1 節

1 (略)

2 防災関係機関における予防対策

(略)

(1) (略)

ア 南海トラフ地震臨時情報 (調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了)

イ 南海トラフ地震関連解説情報

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

県は、警戒宣言、東海地震又は南海トラフ地震に関連する情報が県に伝達された場合、市へ正確かつ迅速にその情報を伝達する。

情報の伝達を受けた市は、その情報を特定事業所等へ伝達するものとする。

(1) (略)

ア 警戒宣言発令時の連絡系統

図 3-2 (略)

イ 東海地震又は南海トラフ地震に関連する情報発表時の連絡系統

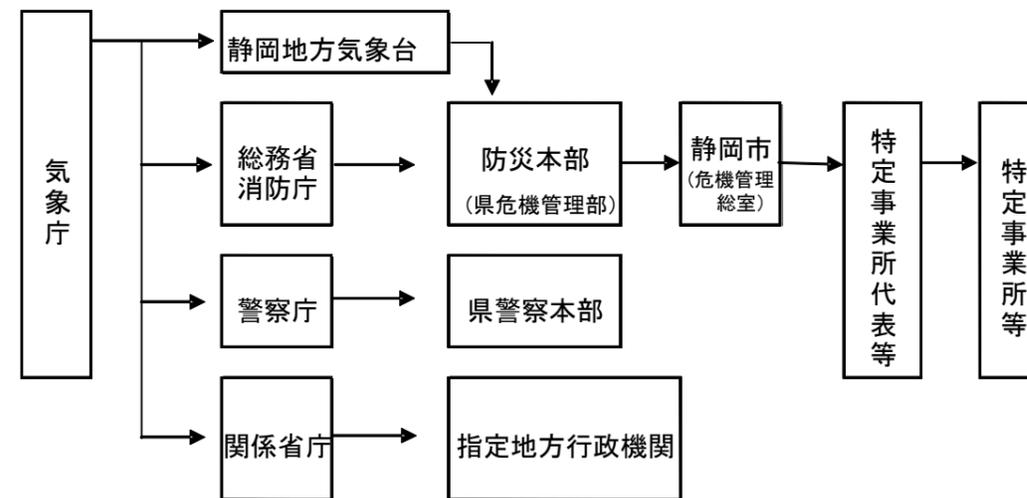


図 3-3 東海地震又は南海トラフ地震に関連する情報発表時の連絡系統

(2) (略)

様式 1~4 (略)

第 4 章 (略)

第 5 章 災害予防計画

(略)

第 1 節

1 (略)

2 防災関係機関における予防対策

(略)

(1) (略)

震防災推進基本計画の変更に伴う修正

同上

同上

同上

<p>(2) 静岡労働局  ア 臨検監督  イ 設備等の設置又は変更をする際の計画届出の励行と<u>セーフティーアセスメント</u>の徹底指導  ウ ボイラー、第一種圧力容器等の検査  エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導  オ 安全衛生教育に関する指導、援助  カ 災害調査の実施及び再発防止対策の確立指導</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県  <u>(新設)</u>  ア <u>高圧ガス施設に対する立入検査</u>  イ <u>高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査</u>  ウ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導  エ 技術基準の実施及び安全設備の整備強化に係る指導  オ 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導</p> <p>(5) 市消防局  ア <u>特定事業所及びこれらの危険物施設に対する立入検査</u>  イ <u>特定防災施設及び危険物施設の新設又は変更に係る完成検査</u>  ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導  エ 防災施設及び防消火設備資機材の設備強化等の指導  オ 保安防災教育訓練の指導  カ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導  キ 防災組織の育成指導</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災教育及び防災訓練の実施  1 防災教育  (1) (略)  (2) 防災関係機関等の地震防災教育  (略)  ア 実施方法 (略)  イ 実施内容  (ア)～(ウ) (略)  (エ) <u>東海地震</u>等対策として必要な事項  a 地震に関する基礎知識  b <u>東海地震</u>等の発生に関する知識  (新設)  c <u>東海地震</u>等の危険度の試算の内容  d 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p>	<p>(2) 静岡労働局  ア 臨検監督  イ 設備等の設置又は変更をする際の計画届出の励行と<u>リスクアセスメント</u>の徹底指導  ウ ボイラー、第一種圧力容器等の検査  エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導  オ 安全衛生教育に関する指導、援助  カ 災害調査の実施及び再発防止対策の確立指導</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県  <u>ア 特定事業所に対する立入検査</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>イ</u> 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導  <u>ウ</u> 技術基準の実施及び安全設備の整備強化に係る指導  <u>エ</u> 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導</p> <p>(5) 市消防局  ア 特定事業所、<u>高圧ガス施設</u>、及び危険物施設に対する立入検査  イ 特定防災施設、<u>高圧ガス施設</u>、及び危険物施設の新設又は変更に係る完成検査  ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導  エ 防災施設及び防消火設備資機材の設備強化等の指導  オ 保安防災教育訓練の指導  カ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導  キ 防災組織の育成指導</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災教育及び防災訓練の実施  1 防災教育  (1) (略)  (2) 防災関係機関等の地震防災教育  (略)  ア 実施方法 (略)  イ 実施内容  (ア)～(ウ) (略)  (エ) <u>東海地震</u>、<u>南海トラフ地震</u>等対策として必要な事項  a 地震に関する基礎知識  b <u>東海地震</u>、<u>南海トラフ地震</u>等の発生に関する知識  c <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u>  d <u>東海地震</u>、<u>南海トラフ地震</u>等の危険度の試算の内容  e 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p>	<p>用語の修正</p> <p>H30.4 市への  権限移譲のため  内容を見直し</p> <p>H30.4 市への  権限移譲のため  追加</p> <p>南海トラフ地  震防災推進基  本計画の変更  に伴う修正</p>
---	---	---

<p>e 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震対策</p> <p>f 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的に取るべき行動に関する知識 (新設)</p> <p>g 職員等が果たすべき役割</p> <p>h 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 (新設)</p> <p>i 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p>j 地震対策の課題その他必要な事項</p> <p>(3) 住民への地震防災教育</p> <p>県及び市は、特別防災区域内の住民に対し、パンフレット、ポスター等の配布、講演会の開催等により、防災思想の普及啓発を図るものとする。</p> <p>なお、この場合、自主防災組織の積極的な活用を図る。</p> <p>東海地震等対策として特に次の事項について周知するものとする。</p> <p>ア 東海地震等の基礎的な知識</p> <p>イ 東海地震等の危険度の試算の内容</p> <p>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突然地震が発生した場合の行動指針等の対応対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎知識 (新設)</p> <p>カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ク 防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策及び災害応急対策</p> <p>ケ 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>サ 住宅の耐震診断と補強及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p>シ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p>ス 避難生活に関する知識</p> <p>セ 災害時要援護者への配慮</p> <p>ソ 安否情報の確認のためのシステム</p> <p>2 防災訓練</p> <p>特定事業者及び防災関係機関は、警戒宣言発令時及び災害時における防災活動を迅速かつ的確に行うことができるよう相互の連絡協調体制を確立し、共同防災組織及び広域共同防災組織との合同による現実に即した防災訓練を実施し、防災体制の確立を図る。</p> <p>なお、警戒宣言発令時及び地震発生時の防災訓練は、年1回以上実施する。</p>	<p>f 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震対策</p> <p>g 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p>h <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒)が発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p>i 職員等が果たすべき役割</p> <p>j 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置</p> <p>k <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒)の内容及びこれに基づきとられる措置</u></p> <p>l 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p>m 地震対策の課題その他必要な事項</p> <p>(3) 住民への地震防災教育</p> <p>県及び市は、特別防災区域内の住民に対し、パンフレット、ポスター等の配布、講演会の開催等により、防災思想の普及啓発を図るものとする。</p> <p>なお、この場合、自主防災組織の積極的な活用を図る。</p> <p>東海地震、<u>南海トラフ地震</u>等対策として特に次の事項について周知するものとする。</p> <p>ア 東海地震、<u>南海トラフ地震</u>等の基礎的な知識</p> <p>イ 東海地震、<u>南海トラフ地震</u>等の危険度の試算の内容</p> <p>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突然地震が発生した場合の行動指針等の対応対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎知識</p> <p>カ <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒)の内容及びこれらの情報発表時の行動指針等の基礎知識</u></p> <p>キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ケ 防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策及び災害応急対策</p> <p>コ 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>シ 住宅の耐震診断と補強及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p>ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p>セ 避難生活に関する知識</p> <p>ソ 災害時要援護者への配慮</p> <p>タ 安否情報の確認のためのシステム</p> <p>2 防災訓練</p> <p>特定事業者及び防災関係機関は、警戒宣言発令時、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時における防災活動を迅速かつ的確に行うことができるよう相互の連絡協調体制を確立し、共同防災組織及び広域共同防災組織との合同による現実に即した防災訓練を実施し、防災体制の確立を図る。</p> <p>なお、<u>上記</u>の防災訓練は、年1回以上実施する。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
---	--	---------------------

<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>1 特定事業者 (略)</p> <p>(1) 通信手段の複数確保 消防機関、特定事業所及び共同防災組織の基地と相互に通信できる専用通信手段の整備に努める。 また、東海地震、<u>東南海・南海トラフ地震</u>等の地震発生時の一般の通信連絡網の通信不能等の状況が予想されるので、有線通信設備の他に防災相互通信用無線局の設置等通信手段の多重化に努める。(資料第3-1「防災相互通信用無線局一覧表」参照)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7節・第8節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 地震防災応急対策計画</b></p> <p>東海地震による災害の未然防止と被害の拡大防止を図り、特別防災区域内の住民、特定事業所等における生命、身体及び財産の保全を図るため、大震法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画による東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合に実施すべき地震防災応急対策について、県、市、及び防災関係機関並びに特定事業所はこの計画に基づいて、それぞれ具体的な事項等を定めるものとする。</p> <p>なお、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)、必要な準備行動を実施するものとする。</p> <p>第1節 平常時の防災対策</p> <p>1 要員の確保 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合の防災関係機関及び特定事業所の地震防災応急対策の実施にあたっては、必要な要員を速やかに確保する防災体制を整備し要員を配備する。この際、地震の発生時間や規模によって被害状況や参集可能な要員を想定し、状況に応じた参集方法等を定めるものとする。</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>1 特定事業者 (略)</p> <p>(1) 通信手段の複数確保 消防機関、特定事業所及び共同防災組織の基地と相互に通信できる専用通信手段の整備に努める。 また、東海地震、<u>南海トラフ地震</u>等の地震発生時の一般の通信連絡網の通信不能等の状況が予想されるので、有線通信設備の他に防災相互通信用無線局の設置等通信手段の多重化に努める。(資料第3-1「防災相互通信用無線局一覧表」参照)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7節・第8節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 地震防災応急対策計画</b></p> <p>地震による災害の未然防止と被害の拡大防止を図り、特別防災区域内の住民、特定事業所等における生命、身体及び財産の保全を図るため、大震法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に東海地震注意情報の発表若しくは警戒宣言が発令された場合、又は<u>南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に南海トラフ地震臨時情報</u>が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策について、県、市、<u>防災関係機関及び</u>特定事業所は、この計画に基づいてそれぞれ具体的な事項等を定めるものとする。</p> <p>なお、<u>平成29年11月1日から、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」に代わり、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始し、令和元年5月より「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。</u></p> <p>第1節 平常時の防災対策</p> <p>1 要員の確保 東海地震注意情報若しくは<u>南海トラフ地震臨時情報</u>発表時、又は警戒宣言が発令された場合の防災関係機関及び特定事業所の地震防災応急対策の実施にあたっては、必要な要員を速やかに確保する防災体制を整備し要員を配備する。この際、地震の発生時間や規模によって被害状況や参集可能な要員を想定し、状況に応じた参集方法等を定めるものとする。</p> <p><u>また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意、巨大地震警戒)が発表された場合、1週間から2週間程度、注意又は警戒体制が継続することから、交代要員についても配慮した活動体制を整備する</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	-------------------------------

<p><b>2 活動体制の整備</b></p> <p>(1) 県の措置</p> <p>県は、<u>東海地震注意情報</u>発表時、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制を確立しておく。また、<u>警戒宣言が発令された場合は</u>、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する静岡県地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制とする。</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>市は、<u>東海地震注意情報</u>発表時、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制を確立しておく。また、<u>警戒宣言が発令された場合は</u>、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する静岡市地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制とする。</p> <p>(3) (略) 消防機関の措置</p> <p>(4) その他の防災関係機関の措置</p> <p>防災関係機関は、<u>東海地震注意情報</u>発表時、<u>または警戒宣言が発令された場合には</u>、第2章の規定に基づく体制により、それぞれの防災応急計画等の定めるところによる活動体制をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(5) 特定事業所の措置</p> <p>特定事業所は、<u>東海地震注意情報</u>発表時、情報収集するなど、自衛防災組織の準備体制を講ずる。<u>警戒宣言が発令された場合は</u>、防災規程等に定めるところにより、地震防災応急対策を実施するための自衛防災組織を立ち上げ、必要な防災要員を配備するとともに、防災資機材の起動点検・数量確認及び搬出準備を行う活動体制を確立しておく。</p> <p>また、相互応援協定に基づき、自衛防災組織を派遣する応援体制及び受援体制を立ち上げ、災害に対応する。</p> <p>(6) 共同防災組織の措置</p> <p>共同防災組織は、<u>東海地震注意情報</u>発表時、情報収集するなど、共同防災組織の準備体制を講ずる。<u>警戒宣言が発令された場合</u>、共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、化学消防車、高所放水車等の出動体制の確立、消火薬剤等の点検を行い、自衛防災組織と緊密な連携のもとに一体となった災害応急対策を的確に実施できる体制をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 防災訓練の実施</p> <p>防災関係機関及び特定事業所は、大規模な地震を想定し、<u>東海地震注意情報</u>発表時から<u>警戒宣言</u>に伴う地震防災応急対策及び地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施する。</p>	<p><u>こと。</u></p> <p><b>2 活動体制の整備</b></p> <p>1) 県の措置</p> <p>県は、<u>東海地震注意情報</u>又は<u>南海トラフ地震臨時情報</u>発表時、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制を確立しておく。また、<u>警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は</u>、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する静岡県地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制とする。</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>市は、<u>東海地震注意情報</u>又は<u>南海トラフ地震臨時情報</u>発表時、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制を確立しておく。また、<u>警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は</u>、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する静岡市地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う体制とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他の防災関係機関の措置</p> <p>防災関係機関は、<u>東海地震注意情報</u>若しくは<u>南海トラフ地震臨時情報</u>発表時、<u>又は警戒宣言が発令された場合には</u>、第2章の規定に基づく体制により、それぞれの防災応急計画等の定めるところによる活動体制をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(5) 特定事業所の措置</p> <p>特定事業所は、<u>東海地震注意情報</u>及び<u>南海トラフ地震臨時情報</u>発表時、情報収集するなど、自衛防災組織の準備体制を講ずる。<u>警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は</u>、防災規程等に定めるところにより、地震防災応急対策を実施するための自衛防災組織を立ち上げ、必要な防災要員を配備するとともに、防災資機材の起動点検・数量確認及び搬出準備を行う活動体制を確立しておく。</p> <p>また、相互応援協定に基づき、自衛防災組織を派遣する応援体制及び受援体制を立ち上げ、災害に対応する。</p> <p>(6) 共同防災組織の措置</p> <p>共同防災組織は、<u>東海地震注意情報</u>及び<u>南海トラフ地震臨時情報</u>発表時、情報収集するなど、共同防災組織の準備体制を講ずる。<u>また、警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は</u>、共同防災組織は、構成する事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、化学消防車、高所放水車等の出動体制の確立、消火薬剤等の点検を行い、自衛防災組織と緊密な連携のもとに一体となった災害応急対策を的確に実施できる体制をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 防災訓練の実施</p> <p>防災関係機関及び特定事業所は、大規模な地震を想定し、<u>東海地震注意情報</u>若しくは<u>南海トラフ地震臨時情報</u>発表時、<u>又は警戒宣言の発令時</u>に伴う地震防災応急対策及び地震・津波に対する災害</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---

<p><b>第2節 防災関係機関の活動</b></p> <p>警戒宣言発令時の県、市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行なうものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>(1) 現地本部の設置に必要な措置</p> <p>(2) 警戒宣言時の代表特定事業所、住民等への伝達</p> <p>(3) 地震防災上必要な情報の収集、伝達</p> <p>(4) 避難の勧告、指示及び誘導、避難者の救護並びに救援物資の供給</p> <p>(5) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携</p> <p>(6) その他地震防災上の措置</p> <p><b>4 防災関係機関</b></p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、地震応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備、その他必要な措置を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 東京管区気象台（静岡地方気象台）</p> <p>ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報</p> <p>イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説</p> <p>ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること。</p> <p>(7) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）</p> <p>ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報の伝達</p> <p>イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止</p> <p>ウ 海水浴客等に対する情報伝達</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p> <p>オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</p> <p><b>5 特定事業所</b></p> <p>特定事業所等は、警戒宣言が発令された場合、緊急の保安措置を講ずるものとする。</p>	<p>応急対策を含む訓練を実施する。</p> <p><b>第2節 防災関係機関の活動</b></p> <p>警戒宣言発令時又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時の県、市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。また、東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けた場合には、警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行なうものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>(1) 現地本部の設置に必要な措置</p> <p>(2) 警戒宣言発令時又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時の代表特定事業所、住民等への伝達</p> <p>(3) 地震防災上必要な情報の収集、伝達</p> <p>(4) 避難の勧告、指示及び誘導、避難者の救護並びに救援物資の供給</p> <p>(5) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携</p> <p>(6) その他地震防災上の措置</p> <p><b>4 防災関係機関</b></p> <p>防災関係機関は、警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。また、東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けた場合には、警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、緊急措置の実施準備、その他必要な措置を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 東京管区気象台（静岡地方気象台）</p> <p>ア 県知事に対する東海地震予知情報又は南海トラフ地震臨時情報の通報</p> <p>イ 東海地震予知情報又は南海トラフ地震臨時情報等の照会に対する応答と解説</p> <p>ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること。</p> <p>(7) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）</p> <p>ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報又は南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止</p> <p>ウ 海水浴客等に対する情報伝達</p> <p>エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保</p> <p>オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</p> <p><b>5 特定事業所</b></p> <p>特定事業所等は、警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	---

<p>また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行なうものとする。</p> <p>(1) 特定防災施設等の管理強化及び防災組織の設置  (2) 防災資機材の起動点検・数量等の確認及び搬出準備  (3) 製造施設、貯蔵施設、用役施設等の点検・維持管理の徹底  (4) 防災設備の点検  (5) 緊急時の応急措置の徹底  (6) 通報連絡体制の確立  (7) 防災本部への応急対策実施報告書の提出  (8) その他地震防災上必要な措置</p> <p><b>6 地震防災応急対策組織の設置</b></p> <p>(1)～(3) (略)  (4) 現地本部の廃止</p> <p>警戒宣言が解除されたとき、又は災害発生後において、現地本部長の意見を聴き、災害応急対策がおおむね完了したと防災本部長が認めた時は、現地本部を廃止する。</p> <p><b>第3節 警戒宣言等の情報伝達</b></p> <p>防災本部は、特別防災区域に東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合、特定事業所への通報及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡する体制を整備し、防災応急対策の適切な実施を図るものとする。なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。</p> <p><b>1 連絡を行う情報等の種類</b></p> <p>大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関連する情報</p> <p><u>(1) 東海地震注意情報</u>  <u>(2) 東海地震予知情報</u>  <u>(3) 警戒宣言</u>  <u>(新設)</u></p>	<p>緊急の保安措置を講ずるものとする。</p> <p>また、東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けた場合には、警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行なうものとする。</p> <p>(1) 特定防災施設等の管理強化及び防災組織の設置  (2) 防災資機材の起動点検・数量等の確認及び搬出準備  (3) 製造施設、貯蔵施設、用役施設等の点検・維持管理の徹底  (4) 防災設備の点検  (5) 緊急時の応急措置の徹底  (6) 通報連絡体制の確立  (7) 防災本部への応急対策実施報告書の提出  (8) その他地震防災上必要な措置</p> <p><b>6 地震防災応急対策組織の設置</b></p> <p>(1)～(3) (略)  (4) 現地本部の廃止</p> <p>警戒宣言が解除された時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後に国から防災対応の解除の呼びかけが行われた時、又は災害発生後において、現地本部長の意見を聴き、災害応急対策がおおむね完了したと防災本部長が認めた時は、現地本部を廃止する。</p> <p><b>第3節 警戒宣言等の情報伝達</b></p> <p>防災本部は、特別防災区域に東海地震注意情報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表、又は警戒宣言が発令された場合、特定事業所への通報及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡する体制を整備し、防災応急対策の適切な実施を図るものとする。なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。</p> <p><b>1 連絡を行う情報等の種類</b></p> <p><u>(1) 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関連する情報</u></p> <p><u>ア</u> 東海地震注意情報  <u>イ</u> 東海地震予知情報  <u>ウ</u> 警戒宣言</p> <p><u>(2) 南海トラフ地震に関連する情報</u></p> <p><u>ア</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了）</u>  <u>イ</u> <u>南海トラフ地震関連解説情報</u></p> <p><b>【参考】 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報</b></p> <table border="1" data-bbox="1448 1717 2534 1902"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報</td> <td>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
情報名	情報発表条件					
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合					

	・観測された異常な現象の調査結果を公表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を公表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を公表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※既に必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、情報名の後に次のキーワードを付記して、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等との形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域（想定震源域内及び想定震源域の海溝軸 50km 程度）内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

県は、警戒宣言、東海地震に関連する情報が県に伝達された場合、市へ正確かつ迅速にその情報を伝達する。

情報の伝達を受けた市は、その情報を特定事業所等へ伝達するものとする。

(1) (略)

ア (略)

図 6-1 (略)

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

県は、警戒宣言、東海地震若しくは南海トラフ地震に関連する情報が県に伝達された場合、市へ正確かつ迅速にその情報を伝達する。

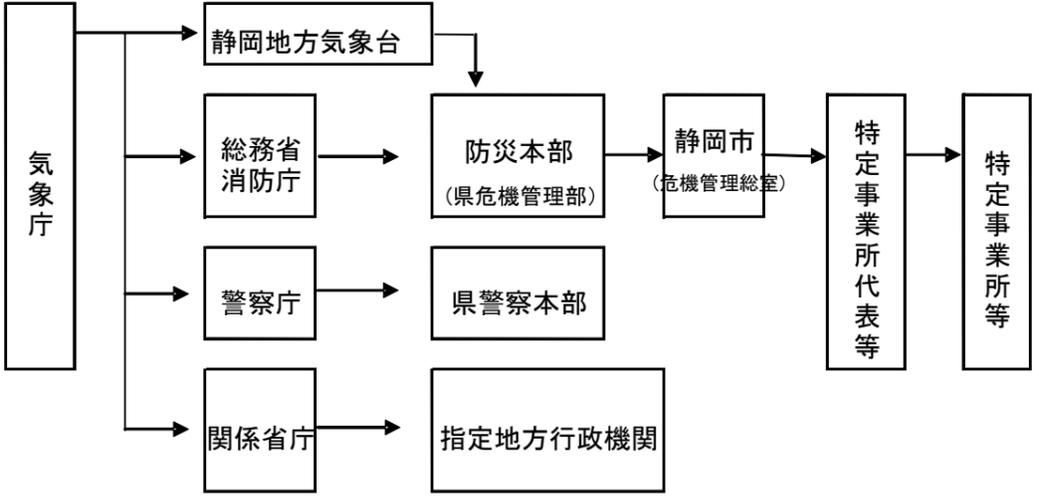
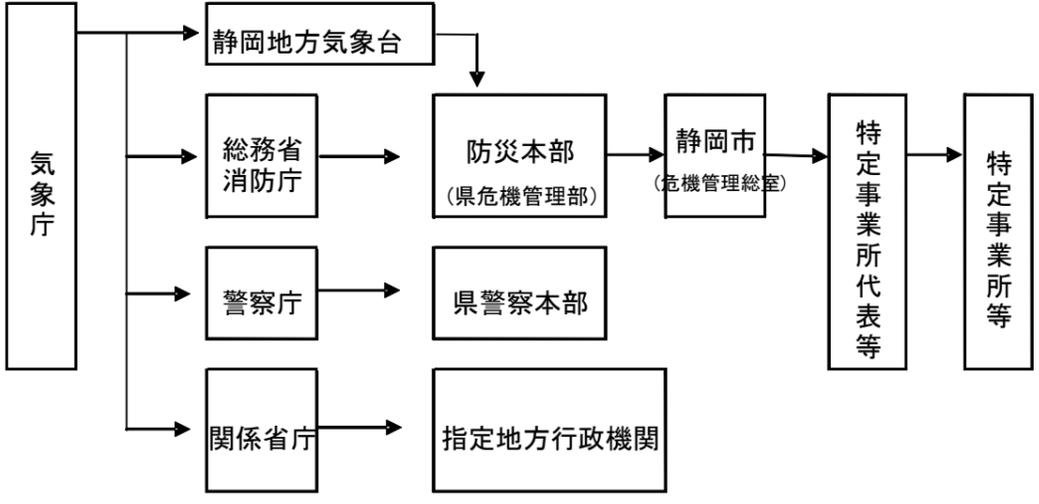
情報の伝達を受けた市は、その情報を特定事業所等へ伝達するものとする。

(1) (略)

ア (略)

図 6-1 (略)

同上

<p>イ 東海地震に関連する情報の連絡系統</p>  <p>図 6-2 東海地震に関連する情報の連絡系統</p> <p>3 応急対策の実施状況の報告          特定事業者は警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急対策の実施状況を様式5により現地本部長を経由し防災本部長に報告するものとする。</p> <p>第4節 特定事業所における保安対策          特定事業所は、東海地震注意情報発表時、警戒宣言が発令された場合、地震災害の未然防止及び保安確保に万全を期するため、地震防災応急対策計画に基づき、次に掲げる保安対策を実施する。</p> <p>1 東海地震注意情報及び警戒宣言の内容について、全ての従業員、外来者へ周知徹底する。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5節 消防対策          関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、火災、油の流出等の二次災害の発生を未然に防止し、また、その被害を低減するため、次に掲げるところにより消防対策を実施するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第6節 医療対策          東海地震注意情報が発表されたときには、速やかに、救急資機材、医療品等を点検するとともに、出動に備えるものとする。(救急用資機材、医療品等は最大限の災害を想定して十分に用意し、かつ常に点検</p>	<p>イ 東海地震又は南海トラフ地震に関連する情報の連絡系統</p>  <p>図 6-2 東海地震又は南海トラフ地震に関連する情報の連絡系統</p> <p>3 応急対策の実施状況の報告          特定事業者は、警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、地震防災応急対策の実施状況を様式5により現地本部長を経由し防災本部長に報告するものとする。</p> <p>第4節 特定事業所における保安対策          特定事業所は、東海地震注意情報若しくは南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時、又は警戒宣言が発令された場合、地震災害の未然防止及び保安確保に万全を期するため、地震防災応急対策計画に基づき、次に掲げる保安対策を実施する。</p> <p>1 東海地震注意情報及び警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報の内容について、全ての従業員、外来者へ周知徹底する。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5節 消防対策          関係機関は、東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒)が発表されたときは、火災、油の流出等の二次災害の発生を未然に防止し、また、その被害を低減するため、次に掲げるところにより消防対策を実施するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第6節 医療対策          東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報が発表されたときには、速やかに、救急資機材、医療品等を点検するとともに、出動に備えるものとする。(救急用資機材、医療品等は最大限の災害を想定して</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	---

<p>補充をしておくものとする。)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>第7節 避難対策</b></p> <p><u>警戒宣言が発令された場合</u>は、地域住民の生命及び身体を保護するため必要な避難誘導措置を的確かつ円滑に遂行する。また、必要に応じ避難計画（第7章第4節）に基づき避難措置を実施する。</p> <p>1 特別防災区域内の住民等 警戒宣言が発令された場合、市長、警察官は速やかに特別防災区域内の住民等に対し避難勧告を行い誘導する。</p> <p>2 特定事業所 警戒宣言が発令された場合、災害応急対策に定めた避難誘導計画により避難を実施する。なお、外来者については、警戒宣言が発令された時点であらかじめ定めた安全な場所へ誘導する。</p> <p><b>第8節 交通対策</b></p> <p><u>警戒宣言が発令された場合</u>、県警察は災害時に必要な物資及び防災資機材等の緊急輸送路並びに避難路の確保を行うため、特別防災区域内への緊急車両以外の車両等の立入りを禁止し、安全かつ迅速に運行できるように交通規制を的確に行う。</p> <p>また、災害応急対策の従事する者以外の者に対する立入りの制限又は禁止の措置を行う。</p> <p>海上保安部は、特別防災区域に接岸中の避難対象船舶に対し、港外への避難勧告を出すとともに、前記区域への対象船舶入港制限の措置をとる。</p> <p><b>第9節 緊急輸送計画</b></p> <p><u>警戒宣言が発令された場合</u>、緊急輸送は、地震防災応急対策を実施するための要員、食料、医療品、防災資機材等について実施するものとし、実施にあたっては、現地本部長が輸送の量、経路等について、関係機関と十分調整し必要最小限の範囲で実施するものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>様式5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 災害応急対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1節 平常時災害応急対策計画</b></p> <p>1～2 (略)</p>	<p>十分に用意し、かつ常に点検補充をしておくものとする。)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>第7節 避難対策</b></p> <p><u>警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u>は、地域住民の生命及び身体を保護するため必要な避難誘導措置を的確かつ円滑に遂行する。また、必要に応じ避難計画（第7章第4節）に基づき避難措置を実施する。</p> <p>1 特別防災区域内の住民等 警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市長、警察官は速やかに特別防災区域内の住民等に対し避難勧告を行い誘導する。</p> <p>2 特定事業所 警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害応急対策に定めた避難誘導計画により避難を実施する。なお、外来者については、あらかじめ定めた安全な場所へ誘導する。</p> <p><b>第8節 交通対策</b></p> <p><u>警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u>、県警察は災害時に必要な物資及び防災資機材等の緊急輸送路並びに避難路の確保を行うため、特別防災区域内への緊急車両以外の車両等の立入りを禁止し、安全かつ迅速に運行できるように交通規制を的確に行う。</p> <p>また、災害応急対策の従事する者以外の者に対する立入りの制限又は禁止の措置を行う。</p> <p>海上保安部は、特別防災区域に接岸中の避難対象船舶に対し、港外への避難勧告を出すとともに、前記区域への対象船舶入港制限の措置をとる。</p> <p><b>第9節 緊急輸送計画</b></p> <p><u>警戒宣言の発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u>、緊急輸送は、地震防災応急対策を実施するための要員、食料、医療品、防災資機材等について実施するものとし、実施にあたっては、現地本部長が輸送の量、経路等について、関係機関と十分調整し必要最小限の範囲で実施するものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>様式5 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 災害応急対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1節 平常時災害応急対策計画</b></p> <p>1～2 (略)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---

<p>3 石油等流出防御応急計画 (略)</p> <p>(1) 実施機関 陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油防御等の活動は、自衛防災組織、共同防災組織、海上保安部、港湾管理者、県及び市がそれぞれ協力して行う。 なお、海上流出油に対応するため必要に応じ「<u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u>」、「<u>石油連盟海水油汚濁処理協力機構静岡支部</u>」、及び「<u>清水港石油災害防止会</u>」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>	<p>3 石油等流出防御応急計画 (略)</p> <p>(1) 実施機関 陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油防御等の活動は、自衛防災組織、共同防災組織、海上保安部、港湾管理者、県及び市がそれぞれ協力して行う。 なお、海上流出油に対応するため必要に応じ「<u>静岡県沿岸排出油等防除協議会</u>」及び「<u>清水港石油災害防止会</u>」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2節～第9節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>	<p>団体の解散に伴い削除</p>
---	---	-------------------